

Talk about と〜くあぼうと



七尾市長 武元 文平

「地球環境を守ろう」

今年の夏は、暑い日が多かった。秋になっても30度を超す日が続きました。かつてないことです。世界でも異常な状況が観測されています。シベリアで永久凍土が融け、北極の氷も減っています。太平洋の島は、海面上昇で水没の恐れがあります。早魃・砂漠化等々、地球温暖化の影響が各地で出ています。七尾湾でもアカニシ貝やトリ貝、ハチメやタイなどの魚貝類の水揚げが減っています。毎年放流している稚魚や稚貝の歩留りが悪くなり、成果が上がっていません。日本海の

水温も100年平均に比べ、1.2度〜1.6度高いようです。このまま地球の温暖化が進めば、将来の世代に良好な環境を維持し、引き継いでいくことができません。

この地球温暖化防止のために、二酸化炭素(CO₂)などの温室効果ガスの排出量を6%削減する実施期間が来年(平成20年)からスタートします。二酸化炭素(CO₂)

を減らすために、車の使用や冷暖房を控え、電気の節電あるいは、資源のリサイクルを進めなければなりません。便利な生活から、少しガマンの生活へ切り替えなければ地球の将来が危ないのです。

七尾湾の周辺部は今回の地震で地盤沈下したのではないかとの声も聞かれますが、海面が上昇すれば海抜0メートル地帯は大変なことになるります。七尾の将来も温暖化問題と直結しています。

地球環境を守る運動を市民みんなで始めましょう。

市長へのメール「前略、市長さん」(<http://www.city.nanai.lg.jp/shicho/index.html>)では、市民のみさんから市長へのご意見・ご質問などをお待ちしています。

市長談話室

開催日程

10月23日(火) 15:00〜17:00

会場：中島市民センター

2階応接室

11月13日(火) 15:00〜17:00

会場：七尾市役所

1階応接室

※公務により、中止になる場合があります。

子どもからお年寄りまで、どなたでも談話できます。気軽に、市政に対する提言やアイデアをお聞かせください。

お申し込み・お問い合わせ

男女参画まちづくり課

☎53-11112

☆お申し込みは1週間前までにお願いたします。また、お申し込み多数の場合は、抽選になります。

「市民のねがい」

なぜなに「ラム⑨」

「しあわせの和つて？」

ふるさと七尾はやさしさやぬくもりがあふれ、市民みんなが「住んで良かった」と実感し、「住みたい」と願います。一人から二人、二人から三人と、人と人が出合い、ふれあう中から和が生まれ、輪となります。そして、たくさんの和(輪)の広がりが平和なしあわせの和となっていくます。

「しあわせ」には、旧1市3町が「市民のねがい」で思いをひとつにし、心を通わせ、手をつなぎ合わせるという「四十合わせる」という意味もかけてあります。

☆「市民のねがい」は、表紙参照。

9月21日〜10月20日は、

「市民のねがい」

普及推進月間

広めよう！

市民のねがいはみんなのねがい。

平成18年9月21日に「市民のねがい―七尾市民憲章―」を制定してから、1年が経過しました。多くの市民に知ってもらい、市民生活に根付くようにと、推進月間を設け、普及活動を行っています。

期間中、学校、職場、地域などで唱和をしてみませんか？また一人ひとりが、できる何かを、家庭や地域でやってみませんか？しあわせの和を広げていきましょう。

今月の市民相談

☎男女参画まちづくり課 ☎53-1112

相談の種類	主な内容	場所	相談日	時間
行政困りごと相談	国・県・市などの行政機関に対する意見や要望など	本庁 市民相談室	毎月第1～第4月曜日	10:00～12:00 13:00～15:00
市民くらしの相談	日常生活の困りごと、人権相談		毎月第1～第4水曜日	10:00～12:00 13:00～15:00
法律相談 ※注1	借家・借地・金銭貸借・相続・離婚などの法律問題		11月 2日 (金) 11月16日 (金)	13:00～15:00
登記相談 (予約制・先着順)	相続・登記・財産管理・土地の境界についての困りごと		10月19日 (金)	13:00～15:00
消費生活相談 ※注2	悪質商法などの消費トラブル		毎週月～金曜日 (※金曜日は特設相談日)	9:00～17:00
行政・市民くらしの相談	行政相談、人権相談、日常生活の困りごと		さつき苑、中島市民センター、能登島総合健康センター	10月19日 (金)
女性なんでも相談	女性の悩み・DVなど (電話相談有り ☎52-7830)	パトリア5階 フォーラム七尾	毎月第1～第4 火・金・土曜日	13:00～17:00

☎ミナ、クル2階 子育て支援課 ☎53-8419

結婚相談	結婚に関する相談	ミナ、クル2階 第1相談室	10月9日 (火) 23日 (火)	13:00～15:00
児童・ひとり親・女性相談	養育・家庭生活・DVなど	ミナ、クル2階 第1相談室、 各市民センター	毎週月～金曜日	9:00～17:00

※注1 申込者多数の場合、抽選のため前週水曜日までに予約が必要です。

※注2 消費生活相談では、毎週金曜日に「専門相談員」による特設相談日を開催しています。お気軽にご相談ください。

中国の習慣では、結婚したら親と別に生活するのが一般的です。29年前に「二人っ子政策」を始め、今はその子ども達もみんな結婚適齢期に入り、親は人生の貯金を使い尽くして、子どもにそれなりの新居のマンションを買ってあげます。そんな中で、もちろん貯金を使い尽くしてもマンションを買えない家庭があります。

しかし、幸せな結婚生活を送ってもらうため、中国政府はその人達のために「経済適用住宅」を作りました。比較的値段が低く、周辺環境がよく整っていて、生活に困ることはありません。日本と似ている部分は、一括で払えない



国際交流 コラム

中国の家

七尾市国際交流員(中国)

王
オウ

栄
エイ



経済適用住宅です。

場合、ローンを組みます。自分達の小さな新居が原動力となって、若い夫婦が共に頑張ってローンの返済をします。

家は家族と一緒に住む場所であり、人間が生きて行く一つの大切な道具(場所)でもあります。家族みんなの力で一つの大きな買い物をするのは大変ですが、ローンが終わった後にはきつと幸せな思いが心に残るはずですよ。